事　 務　 連 　絡

令和３年１０月４日

各都道府県建設業協会事務局長　殿

一般社団法人　全国建設業協会

専務理事　　山　崎　篤　男

新型コロナウイルス感染対策に関する諸事項について

平素は、当会の業務運営についてご高配賜り厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策についてはご協力いただき誠にありがとうございます。

　第７７回新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「政府対策本部」という。）において、９月３０日をもって緊急事態措置及びまん延防止等重点措置を終了し、あわせて、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されました。

これを受けて、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、別添１～３のとおり、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等の終了、出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後の１都１道２府２３県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について依頼があり、

政府対策本部で示された方針を受けて開催された第３７回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部において、別添４のとおり大臣指示がありました。

つきましては、貴会会員企業の皆様に対し、周知・ご協力方よろしくお願いいたします。

以　上